

各保育所等設置者 様
施設長・園長 様

こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

令和 2 年度 園児の健康診断・歯科健診の実施について(通知)

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

園児の健康診断及び歯科健診（以下、「健診」という。）については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、年に 2 回の実施をお願いしていますが、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、健診の実施を延期することができるとされてきました。

こうした中、令和 3 年 1 月 7 日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、厚生労働省より健診の取扱いについて、「令和 2 年度の健康診断をまだ実施していない保育所であっても、嘱託医等と相談し、感染症防止に配慮した上で、令和 2 年度末日までに少なくとも 1 回は実施」との考え方が示されました。（次ページ資料「新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第八報）」の抜粋をご確認ください。）

各保育所等には上記 Q&A の御案内をしていますが、健診に関するお問い合わせが多いことから、本市における健診の取扱いについて、次のとおり改めてお示しさせていただきます。

なお、令和 3 年度の健診の取扱いについては、現在のところ国から示されていないため、これまでとおり年 2 回の実施と考えております。国からの通知等があった際には、再度お知らせいたします。

- 令和 2 年度の健診を既に 1 回実施している場合で、2 回目の実施ができない場合は、嘱託医等との調整内容を記録しておいてください。
- 令和 2 年度の健診の実施を延期していた園で、1 回も実施できていない園は、嘱託医等と調整し、できるだけ実施をしていただくようお願いいたします。なお、調整の結果実施できない場合、調整内容を記録しておいてください。また、その場合は、令和 3 年度の早い時期に実施ができるよう調整をお願いいたします。
- 令和 2 年度中の健診を延期した場合、その分を令和 3 年度に実施する必要はありません。
- 健診ができない場合にも、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に努め、嘱託医と相談の上、適切に支援してください。

【参考：健診実施にあたっての留意事項】

- ・園児の健康観察を徹底し、発熱等健康に問題がないことを確認する。
- ・健康診断前後に手洗いを徹底する。
- ・①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距离での密接した会話が行われる、という 3 つの条件が重ならないようにする。
- ・園医が手指消毒やグローブ交換をする時間、園児の入替えや換気の時間等を考慮し、余裕を持った運営を行う。
- ・園の職員が検査器具を取り扱う場合は、マスク、グローブを着用すること。特に使用後の検診器具を扱う際には、十分注意する。

<担当連絡先>

保育・教育人材課 電話 671-2397

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第八報）（抜粋）

（健康診断の実施等について）

問13 新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいか

○ 設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこととしています。健康診断の実施に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。（令和2年度の健康診断をまだ実施していない保育所であっても、嘱託医等と相談し、感染防止に配慮した上で、令和2年度末日までに少なくとも1回は実施してください。）

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。